

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（総務省）

制 度 名	社会保障・税番号大綱に基づき新たに設立される地方共同法人に係る非課税措置の創設				
税 目	所得税、法人税、登録免許税、印紙税、地価税、消費税				
要 望 の 内 容	<p>平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税番号大綱」に基づき、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎として、番号の生成及び公的個人認証サービスの認証事務を行う、地方共同法人を設立することとなるため、設立時における法人登記に係る登録免許税及び設立後の法人税、所得税、登録免許税、印紙税、地価税、消費税に関する非課税措置を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1476 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1220 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 875 1476 969">▲ 1 0 2 百万円 （ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 1 0 2 百万円 （ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 1 0 2 百万円 （ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 地方共同法人は、番号生成機関、指定情報処理機関、指定認証機関の事務等、本来地方公共団体が担うべき事務を行うことが想定され、円滑な運営を確保する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 番号制度において、地方共同法人が行う事務は、本来地方公共団体が行うべき事務であることから、地方公共団体並みの税制上の取扱いを行うことで、安定的かつ確実な運営されるよう制度設計を行う必要がある。</p>				

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		